

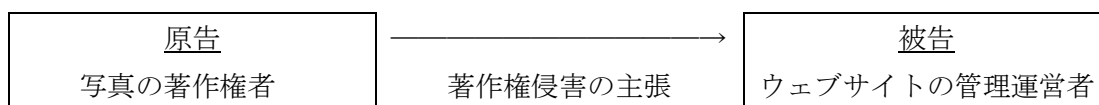
北野天満宮写真事件

会員からの投稿写真をウェブサイトに掲載する行為について、ウェブサイトの管理運営者が複製・公衆送信の主体であるとされた事例

東京地裁令三（ワ）一三六二三、北野天満宮写真事件、令四・四・一四判決
参照条文 著作権法二条一項二号・一五条・一七条二項・一一二条一項

事案の概要

原告はスウェーデンの写真家で、被告は、旅行に関する情報提供サービス等を目的とする株式会社であり、「Japan Travel」と題するウェブサイト（本件ウェブサイト）を運営している。本件は、原告が著作権を有する写真がインターネット上のウェブサイトに無断でアップロードされ、原告の著作権（複製権及び公衆送信権）、著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）が侵害されたとして、同ウェブサイトを管理運営等している被告に対し、原告写真の複製・自動公衆送信等の差止め並びに損害賠償金の支払を求める事案である。



著作物目録（原告写真）



被告写真目録 1



被告写真目録 2



判決の要旨 [一部容認]

本件ウェブサイトでは、被告が利用者コンテンツを審査し、編集等する旨の規定が設けられている（前記1 ウ）だけではなく、実際に、会員が記事を被告に送信しても、被告地域パートナーの承認がない限り当該記事は本件ウェブサイトに掲載されず、会員が被告に送信した写真は、被告地域パートナーが承認という作業をすることによって、自動公衆送信装置といえるサーバーに蔵置、記録され、送信可能化されるに至り、公衆送信されることになったといえる。また、前記ウによれば、本件ウェブサイトは、被告が行う旅行関連事業の営業のために設けられているという性質も有するといえる。会員による記事の送信は、そのような被告のための記事の提供という面も有していた。被告地域パートナーは、本

件ウェブサイトにおいて、会員から送信された記事の内容について、上記のとおりの本件ウェブサイトの目的に沿うものであるかやその目的との関係でその質を維持するものであるかなどを広く審査して、承認の可否を決定し、また必要な修正を行っていたと推認でき、また、これらの作業を被告の営業のために被告の履行補助者として行っていたと認められる。

これらによれば、本件投稿者が被告に送信した被告各写真は、被告の履行補助者である被告地域パートナーが被告の営業のために内容を広く審査して承認という作業をしたことによって、サーバーに蔵置、記録され、送信可能化されるに至り、公衆送信されたといえる。これらを考慮すると、被告が、被告各写真の複製、公衆送信をしたと認めることが相当である。

解説

被告写真1及び2は、原告写真の複製であり、被告が運営する本件ウェブサイトの会員（本件投稿者）が、「財布を探さずに京都を探検」等の題を付した記事とともに被告に送信した写真です。しかし、判決は、原告写真の複製、公衆送信の主体は会員（本件投稿者）ではなく被告であるとしました。その理由は、本件ウェブサイトは、会員から記事の送信を受けて、その記事を表示することで観光地の情報を提供しつつ、それを利用してツアーの企画などの旅行関連事業を行うことも目的としたものであって、被告の旅行関連事業の営業のために設けられているものであること、そして、被告は、会員の投稿した記事や写真をそのまま本件ウェブサイトに掲載するのではなく、被告地域パートナーがそれらを審査して、承認したものだけをサーバーに蔵置、記録して送信可能化していたことから、被告地域パートナーを被告の営業の履行補助者として被告が送信したものと評価したのです。これに対して、被告は、①記事の審査をする被告地域パートナーはボランティアであって、被告から報酬を受け取っていないから、被告の履行補助者ではないと主張しましたが、判決は、被告地域パートナーによる記事の審査等は被告の営業のために行われるものだから、被告からの直接の報酬の支払を受けていなかったとしても被告の履行補助者にあたるとしました。また、被告は、②被告各写真の投稿者は被告から指示を受けたり、経済的利益を得たりしておらず、任意に被告各写真を投稿したと主張しましたが、そうであったとしても、本件ウェブサイトが被告の営業目的で設けられており、被告地域パートナーが審査承認して公衆送信されたのだから、被告写真の複製・公衆送信の主体は被告であるとしました。

控訴審判決の要旨〔控訴棄却〕

控訴審・・・知財高裁令四（ネ）一〇〇五八、令四・一二・二二判決

参照条文 著作権法二条一項二号・一五条・一七条二項・一一二条一項

控訴審において、控訴人（1審被告）は、原告写真は、原告がスウェーデン国の旅行会社が企画運営する日本旅行のガイドとして職務上作成された著作物であるから、その著作権はスウェーデン国の旅行会社にあり原告にはないと主張しましたが、原告写真がスウェーデン国の旅行会社の発意に基づいていること、及びスウェーデン国の旅行会社の著作名義で公開されたことの証拠はないとして、斥けました。それ以外は1審判決をそのまま踏襲しています。

北野天満宮写真事件

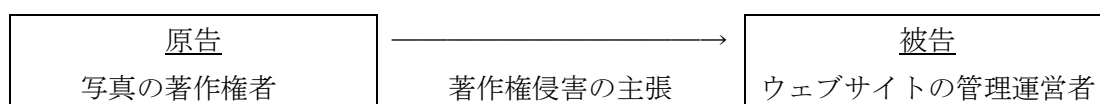
写真を旅行会社のウェブサイトに無断掲載された事件において、原告が著作権の行使につき受けるべき金銭の額（著作権法114条3項）は協同組合日本写真家ユニオン作成の使用料規程を参考にして4万円、著作者人格権侵害による慰謝料額は2万円、弁護士費用は1万円の計7万円が認容された事例

東京地裁令三（ワ）一三六二三、北野天満宮写真事件、令四・四・一四判決

参照条文 著作権法二条一項二号・一五条・一七条二項・一一二条一項

事案の概要

原告はスウェーデンの写真家で、被告は、旅行に関する情報提供サービス等を目的とする株式会社であり、「Japan Travel」と題するウェブサイト（本件ウェブサイト）を運営している。本件は、原告が著作権を有する写真がインターネット上のウェブサイトに無断でアップロードされ、原告の著作権（複製権及び公衆送信権）、著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）が侵害されたとして、同ウェブサイトを管理運営等している被告に対し、原告写真の複製・自動公衆送信等の差止め並びに損害賠償金の支払を求める事案である。



著作物目録



被告写真目録 1



被告写真目録 2



判決の要旨 [一部容認]

証拠（甲 2 1）によれば、協同組合日本写真家ユニオン作成の使用料規程（以下「本件規程」という。）は、同組合がその管理の委託を受けた写真の著作物の利用に係わる使用料を定めるものであること、インタラクティブ配信の場合（写真の著作物をデジタル記録媒体に複製し、利用者がコンピュータネットワークと受信装置を用いて著作物を選択的に利用することができるように配信して使用する場合）において、「商用広告目的」の「HPセカンダリーページ」、「使用の期間」2年間の使用料額は、7万円となることが認められる。本件において、原告は、日本写真家ユニオンの会員ではない（乙 1 1、弁論の全趣旨）ものの、原告は、スウェーデンの写真家であること（前記前提事実(1)ア）、原告写真の内容や被告による使用態様等に照らせば、原告写真の使用料相当額の算定に当たり、本件規程を参酌するのが相当である。本件ウェブサイトは、被告の旅行関連事業の営業目的の性質を有するものであり、被告各写真は商用目的で利用されていたといえ、その使用期間も約2年間にわたるものであった（前記前提事実(3)）。他方、実際に一般の閲覧者が被告各写真を閲覧するのは本件記事の末尾の表示といえるところ、それは、京都に関連する6つの写真のうちの1つとして表示されたものであり（甲 3 の 3）、本件記事に占める割合も小さい。このような被告各写真の使用目的や使用期間、使用態様に加えて、原告写真の内容などその他一切の事情を考慮すれば、原告が著作権の行使につき受けるべき金銭の額（著作権法 1 1 4 条 3 項）は、4万円と認めるのが相当である。

控訴審判決の要旨 [棄却]

控訴審・・・知財高裁令四（ネ）一〇〇五八、令四・一二・二二判決
参照条文 著作権法二条一項二号・一五条・一七条二項・一一二条一項

控訴審において、控訴人（1 審被告）は、原告写真は、原告がスウェーデン国の旅行会社が企画運営する日本旅行のガイドとして職務上作成された著作物であるから、その著作権はスウェーデン国の旅行会社にあり原告にはないと主張しましたが、原告写真がスウェーデン国の旅行会社の発意に基づいていること、及びスウェーデン国の旅行会社の著作名義で公開されたことの証拠はないとして、斥けました。それ以外は1 審判決をそのまま踏襲しています。